

2019年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試B日程 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

## 【問題 1】

### <注意事項>

「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号) および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 29 年法律第 45 号) による改正後の法律(改正法)に基づいて解答する場合には、答案の冒頭(「問題 1」と記入した後)に「改正法による」旨を明記し、現行法に基づいて解答する場合には、答案の冒頭(「問題 1」と記入した後)に「現行法による」旨を明記すること。なお、改正法に基づいて解答する場合には、【問題 1】の事案の全てについて、改正法の規律が妥当するものとして解答すること。

以下の〔事実〕(1)から(3)を前提として、下記の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

### 〔事実〕

(1) 2018 年 6 月 1 日、岡山市北区にある甲土地について、A 所有名義の登記がなされていた。甲土地周辺は、岡山市の中でも比較的地盤が強固であることで有名であり、そのため岡山市の他の地区よりも、土地の市場価格が一般に 2 割程度高価であった。

(2) 同日、甲土地について、A を売主、B を買主、代金を 8000 万円とする売買契約(以下、「本件売買契約」とする)が、AB 間で締結された。同日、本件売買契約に基づいて、B が A に 8000 万円を支払い、A から B に甲土地が引き渡された。B は、重量機械を取り扱う工場を新築するという目的に適した地盤が強固な土地を探していて、甲土地は高価であるものの、その目的に適していると考え、本件売買契約を締結したのであり、そのことは、B から伝えられた A も知っていた。

(3) 同月 25 日、甲土地について、A から B への所有権移転登記が行われた。

### 〔問 1〕

(本件売買契約当時、甲土地は A の所有物であったものとする。) 2018 年 7 月 1 日、工場建築のための基礎工事の一環として、B が、甲土地を掘削し調査したところ、その地盤の強度が、重量機械を取り扱う工場を建築するには不足していることが判明した。甲土地周辺の土地の地盤は強固であったことから、本件売買契約当時、甲土地の地盤の脆弱性について A も B も全く認識ないし予見していなかった。B は A に支払った代金 8000 万円の返還を求めたいと考えている。それを可能とする法律構成と、その当否とについて論じなさい。その際に、①

甲土地の地盤は、通常の家屋を建築するには支障のない強度を有していること、  
②甲土地の地盤を強化し、重量機械を取り扱う工場を建築することができるようにするためには、5000万円分の工事（地盤強化工事）を要することは、どのような意味を持つのかについて、必要に応じて言及すること。

**[問2]**

本件売買契約当時、甲土地はCの所有物であったとすると、Bはどのような場合に、甲土地の所有権を取得することができるか。Cを当事者とする法律行為（売買契約・贈与契約などの契約や、遺贈などの単独行為など）以外に、甲土地についてBによる所有権取得を基礎づけ得る法律構成を2つあげて、それぞれについて簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

**【問題 2】** **【事実】**を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

**【事実】**

Xは、Yを被告として、貸金 200 万円の返還を求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄地方裁判所に提起した。

**[問 1]**

Xは、法律問題に詳しい友人のAに、自分の代わりに本訴の口頭弁論期日に出廷し、Yの陳述に対して反論して欲しい、と依頼した。Aが、Xの依頼に応じ、口頭弁論期日に出廷し、Yの陳述を争う旨の訴訟追行をした。Aの訴訟追行は有効であるか。論拠を示して説明しなさい。なお、Aは弁護士資格を有していないものとする。

**[問 2]**

本訴の裁判所は、証拠調べの結果、YがXに貸金 200 万円の全額を弁済した（以下、「Yの弁済」という）との心証に達した。本訴の口頭弁論期日および弁論準備手続期日において、XもYも、Yの弁済を主張していない場合に、裁判所が、Yの弁済を判決の基礎とすることは許容されるか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

**【問題3】** 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**  
**【問題2】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 下記の（1）および（2）に簡潔に解答しなさい。

（1）会社法201条3項・4項が募集事項の公示を会社に義務付ける趣旨はなにか。

（2）X株式会社を消滅会社とし、Y株式会社を存続会社とする吸収合併に際し、X社の議決権総数の91%にあたる株式をY社が有しているとき、X社において合併契約を承認する株主総会決議を要するか、根拠条文とその理由とともに簡潔に答えなさい。

〔問2〕 X株式会社は、洋菓子の製造販売を業とする監査役を置く取締役会設置会社であり、Aが代表取締役に就任している。

平成30年10月、Aは、X社の重要な財産である不動産甲を処分して資金を調達した方がX社の財務状況から適当と考え、取引先のひとつでX社の財務状況をよく知るY株式会社に対し不動産甲を売却した（以下、「本件売却」という）。本件売却につきX社の取締役会の決議は経ておらず、X社の他の取締役は本件売却を了承した事実はない。本件売却時、AはY社に対し、本件売却はAの一人存である旨を告げていた。

その後X社は、本件売却の無効を主張した。認められるか。X社がAの一人会社である場合とそうでない場合に分けて解答しなさい。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

**【出題意図】**

**【問題 1】**

[問 1] 契約に基づく給付の返還（原状回復）を可能とする法律構成と、その当否について問うものである。

[問 2] 他人物売買の買主が目的物の所有権を取得する場合について問うものである。

\* 正確な規律が示され、あてはめが適切になされている答案、要件・効果が正確に示されている答案を高い評価とする。

**【問題 2】**

[問 1] 訴訟代理権に関する理解を問う問題である。

[問 2] 弁論主義に関する理解を問う問題である。

**【問題 3】**

[問 1] 会社法の諸規定（その趣旨も含む）や判例の正確な理解を問う問題である。

[問 2] 取締役会決議を欠く重要財産の処分の効力を問う問題である。最判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1656 頁を踏まえ、総株主の同意ある場合の法的評価を意識した解答が期待される。